

佐賀労働基準監督署発表
令和6年11月13日

報道関係者 各位

【照会先】
佐賀労働基準監督署
副署長 平山 正
安全衛生課長 迎 義則
(電話)0952-38-5411

署長パトロールを実施します

～労働災害の減少を目指します～

佐賀労働基準監督署(署長 さだき たつなり 貞木 竜成)では、12月4日に、以下のとおり、物流関係の事業場への安全パトロールを実施します。

令和6年佐賀労働基準監督署管内において労働災害が増加していること、当署管内では物流関係の事業場が多く、同業種における労働災害の発生件数は全業種に占める割合が大きいことを踏まえ(別添資料1参照)、労働災害防止に向けた取組を強化することとしました。この一環として労働基準監督署長によるパトロールを急遽実施するものです。

【佐賀労働基準監督署長安全パトロール】

- 日時 令和6年12月4日(水)午前10時15分～午前11時45分
(雨天決行)
- 事業場名 鳥栖倉庫株式会社 商工団地事業所(別添資料2参照)
- 場所 佐賀県鳥栖市藤木町4-3
- 施設概要 普通倉庫、冷蔵倉庫等
- その他 物流における2024年問題対策でもある荷待ち時間の解消等について要請書を交付予定

当日に取材同行を希望される報道機関の方は、準備の都合等がございますので、11月29日(金)までに佐賀労働基準監督署(0952-38-5411、担当平山・迎)あて、ご連絡をお願いいたします。

なお、集合は、事業場敷地内の駐車場(別添資料3参照)に午前10時10分までにお越しいただくようお願いいたします。

【別添参考資料】

- フォークリフトによる労働災害を防止しましょう!
- トラック・バス・タクシー業に携わるみなさまへ
- みなさまにお願いがあります!



令和 6 年 業種別署別労働災害発生状況 (9 月末累計)

(コロナ感染症によるものを除く。)

令和6年10月集計

業種	佐賀署						唐津署						武雄署						伊万里署						局計					
	当年死亡	当年死傷	前年死亡	前年死傷	対前年比	増減率 %	当年死亡	当年死傷	前年死亡	前年死傷	対前年比	増減率 %	当年死亡	当年死傷	前年死亡	前年死傷	対前年比	増減率 %	当年死亡	当年死傷	前年死亡	前年死傷	対前年比	増減率 %	当年死亡	当年死傷	前年死亡	前年死傷	対前年比	増減率 %
01 食料品製造	59	152	7	13.5%		16	14	2	14.3%		13	11	2	18.2%		6	6	0%	94	1	83	11	13.3%							
02 繊維工業			2	-2	-100.0%							1		1	-				1		2	-1	-50.0%							
03 衣服その他の繊維	1	2	2																1	2	2									
04 木材・木製品		3	1	2	200.0%								1	-1	-100.0%		2	1	1	100.0%		5	3	2	66.7%					
05 家具・装備品		1		1																1		1								
06 パルプ等		8	7	1	14.3%												1	-1	-100.0%		8	8		0%						
07 印刷・製本		2	1	1	100.0%															2		1	1	100.0%						
08 化学工業	1	13	11	2	18.2%		2	2								1		1	-	1	16	1	13	3	23.1%					
09 窯業土石		3	3		0%		2		2			4	2	2	100.0%		9	1	8	800.0%		18	6	12	200.0%					
10 鉄鋼業		7	5	2	40.0%							1	2	-1	-50.0%					8		7	1	14.3%						
11 非鉄金属																														
12 金属製品		8	12	-4	-33.3%		1		1			2	5	-3	-60.0%		6	6	0%		17	23	-6	-26.1%						
13 一般機械器具		4	5	-1	-20.0%							3	1	2	200.0%		2	1	2	0%		9	1	8	1	12.5%				
14 電気機械器具		3	4	-1	-25.0%				1	-1	-100.0%		1	3	-2	-66.7%		1	1	0%		5	9	-4	-44.4%					
15 輸送機械製造		5	7	-2	-28.6%		1	2	-1	-50.0%						1	8	15	-7	-46.7%		1	14	24	-10	-41.7%				
16 電気・ガス																														
17 その他の製造		12	15	-3	-20.0%		4	1	3	300.0%		5	2	3	150.0%		3		3	-		24	18	6	33.3%					
01 製造業	2	130	2125	5	4.0%		26	20	6	30.0%		30	27	3	11.1%	1	38	1	33	5	15.2%	3	224	3	205	19	9.3%			
01 石炭鉱業																														
02 土石採取業			1	-1	-100.0%																		1	-1	-100.0%					
03 その他の鉱業								1	-1	-100.0%													1	-1	-100.0%					
02 鉱業			1	-1	-100.0%			1	-1	-100.0%													2	-2	-100.0%					
01 土木工事		14	17	-3	-17.6%		10	1	3	7	233.3%		8	1	9	-1	-11.1%		4	1	2	2	100.0%		36	4	31	5	16.1%	
02 建築工事		20	27	-7	-25.9%		6	5	1	20.0%		17	18	-1	-5.6%	1	2	9	-7	-77.8%		1	45	59	-14	-23.7%				
03 その他の建設		15	12	3	25.0%		5	9	-4	-44.4%		4	5	-1	-20.0%		3	3	0%		27	29	-2	-6.9%						
03 建設業		49	156	-7	-12.5%		21	1	17	4	23.5%		29	1	32	-3	-9.4%	1	9	1	14	-5	-35.7%		1	108	4	119	-11	-9.2%
01 鉄道等	2	2	2					1	-1	-100.0%										2	2	1	1	100.0%						
02 道路旅客		6	4	2	50.0%		1	1		0%										1	1			0%		8	6	2	33.3%	
03 道路貨物運送		72	65	7	10.8%	1	8	9	-1	-11.1%		7	9	-2	-22.2%		7	10	-3	-30.0%		1	94	93	1	1.1%				
04 その他の運輸交通																														
04 運輸交通業	2	80	69	11	15.9%	1	9	11	-2	-18.2%		7	9	-2	-22.2%		8	11	-3	-27.3%	3	104	100	4	4.0%					
01 陸上貨物		18	14	4	28.6%			1	-1	-100.0%													18	15	3	20.0%				
02 港湾運送業							1		1											3	-3	-100.0%		1	3	-2	-66.7%			
05 貨物取扱		18	14	4	28.6%		1	1		0%										3	-3	-100.0%		19	18	1	5.6%			
01 農業			3	-3	-100.0%			2	-2	-100.0%		3	1	2	200.0%		1		1	-		4	6	-2	-33.3%					
02 林業		4	6	-2	-33.3%		2	2		0%		2	-2	-100.0%			1	-1	-100.0%		6	11	-5	-45.5%						
06 農林業		4	9	-5	-55.6%		2	4	-2	-50.0%		3	3		0%		1	1	0%		10	17	-7	-41.2%						
01 畜産業		8	4	4	100.0%		5	2	3	150.0%		3	1	2	200.0%		1		1	-		17	7	10	142.9%					
02 水産業		2	2				1	2	-1	-50.0%											3	2	1	50.0%						
07 畜産・水産業		10	4	6	150.0%		6	4	2	50.0%		3	1	2	200.0%		1		1	-		20	9	11	122.2%					
01 卸売業		6	15	-9	-60.0%		4	4		0%		7	10	-3	-30.0%		1	1	0%		18	30	-12	-40.0%						
02 小売業		53	47	6	12.8%		16	11	5	45.5%		18	17	1	5.9%		14	9	5	55.6%		101	84	17	20.2%					
03 理美容業			2	-2	-100.0%																		2	-2	-100.0%					
04 その他の商業		17	20	-3	-15.0%			1	-1	-100.0%		4		4			1	3	-2	-66.7%		22	24	-2	-8.3%					
08 商業		76	84	-8	-9.5%		20	16	4	25.0%		29	27	2	7.4%		16	13	3	23.1%		141	140	1	0.7%					
01 金融業		2	1	1	100.0%							1		1							3	1	2	200.0%						
02 広告・あっせん																	1		1			1		1						
09 金融広告業		2	1	1	100.0%							1		1			1		1			4		1	3	300.0%				
01 映画・演劇業																														
10 映画・演劇業																														
01 通信業		4	6	-2	-33.3%		2	2		0%		1	1		0%		2		2			9	9		0%					
11 通信業		4	6	-2	-33.3%		2	2		0%		1	1		0%		2		2			9	9		0%					
01 教育研究		4	7	-3	-42.9%		1	3	-2	-66.7%		2		2								7	10	-3	-30.0%					
12 教育研究		4	7	-3	-42.9%		1	3	-2	-66.7%		2		2								7	10	-3	-30.0%					
01 医療保健業		19	19		0%		1	3	-2	-66.7%		9	10	-1	-10.0%		3	1	2	200.0%		32	33	-1	-3.0%					
02 社会福祉施設		56	46	10	21.7%		8	9	-1	-11.1%		23	28	-5	-17.9%		8	4	4	100.0%		95	87	8	9.2%					
03 その他の保健衛生		1	3	-2	-66.7%							1		1							2	3	-1	-33.3%						
13 保健衛生業		76	68	8	11.8%		9	12	-3	-25.0%		33	38	-5	-13.2%		11	5	6	120.0%		129	123	6	4.9%					
01 旅館業		11	7	4	57.1%		2	2		0%		5	4	1	25.0%						18	13	5	38.5%						
02 飲食店		14	20	-6	-30.0%		5	5		0%		5	3	2	66.7%		5	4	1	25.0%		29	32	-3	-9.4%					
03 その他の接客		3	4	-1	-25.0%		2	4	-2	-50.0%		2	2		0%		1	1		0%		8	11	-3	-27.3%					
14 接客娯楽		28	31	-3	-9.7%		9	11	-2	-18.2%		12	9	3	33.3%		6	5	1	20.0%		55	56	-1	-1.8%					
01 清掃・と畜		20	19	1	5.3%		5	5		0%		2	5	-3	-60.0%			1	-1	-100.0%		27	30	-3	-10.0%					
15 清掃・と畜		20	19	1	5.3%		5	5		0%		2	5	-3	-60.0%			1	-1	-100.0%		27	30	-3	-10.0%					
01 官公署												1	1		0%						1	1		0%						
16 官公署												1	1		0%						1	1		0%						
01 派遣業																														
02 その他の事業		30	19	11	57.9%		2	1	1	100.0%		3	2	1	50.0%		4	2	2	100.0%		39	24	15	62.5%					
17 その他の事業		30	19	11	57.9%		2	1	1	100.0%		3	2	1	50.0%		4	2	2	100.0%		39	24	15	62.5%					
合 計	4	531	3513	18	3.5%	1	113	1108	5	4.6%	156	1155	1	0.6%	2	97	288	9	10.2%	7	897	7864	33	3.8%						
第三次産業計(運送業除く)	240	235	5	2.1%	48	50	-2	-4.0%	84	83	1	1.2%	40	26	14	53.8%	412	394	18	4.6%										
陸上貨物運送事業	90	79	11	13.9%	1	8	10	-2	-20.0%	7	9	-2	-22.2%	7	10	-3	-30.0%	1	112	108	4	3.7%								

事業場案内



先進の物流一貫システムを実現する 鳥栖倉庫

鳥栖は九州の交通の結節点であり、古来より交通の要衝として栄え、現在も物流の一大基地として発展を続けております。

当社は、この鳥栖市を中心に5つの事業所を有し、3PL(3rd Party Logistics)企業として、保管、輸配送、物流加工、通関、通運、情報システム構築と、物流のあらゆる業務をワンストップで提供しております。

当社では物流業務を一貫システムとして運営することで、物流品質を維持しつつトータルの業務を効率化し、コストを削減することを目指しています。

当社の取扱商品は、米穀、食品、衣料品、化学工業品、危険品、日用雑貨など多岐に亘っており、長年の業務経験で蓄積した保管、仕分け、加工、輸配送のノウハウを有しております。

また、当社の物流管理システム(LMS:Logistics Management System)は開発を完全内製化しており、お取引の初期段階から最適なシステム構築や運用についてご提案し、業務開始後も仕様変更や機能追加に迅速に対応できることが特徴です。

お客様の課題解決に向けて積極的に対応いたしますので、物流に関わる全てについて是非お気軽にご用命下さいますようお願い申し上げます。



代表取締役社長
山下幹夫

企業理念

PHILOSOPHY

経営理念

鳥栖倉庫は、『お客さまのために、お客さまとともに』を基本とし、物流サービスを通して顧客の発展と豊かな社会の実現に貢献します。

事業運営方針

鳥栖倉庫は、時代の変化に柔軟に対応しながら、先進の物流一貫システムを実現し、お客様に最適な物流サービスをご提供してまいります。

会社概要

COMPANY PROFILE

会社名

鳥栖倉庫株式会社

創業

1912年(明治45年)

設立

1948年(昭和23年)

本社所在地

〒841-0048 佐賀県鳥栖市藤木町4-3(商工団地内)

資本金

7,000万円

代表者

代表取締役社長 山下幹夫

従業員数

社員140名、パート163名(2023年3月現在)

年商

44億円(2023年3月期)

業種

倉庫業を主体とする物流サービス業

事業内容

貨物保管、入出庫、加工業務

一般区域貨物自動車運送事業

通関業務 特定承認保税蔵置場

第二種貨物利用運送事業(鳥栖貨物ターミナル駅)

沿革

History



1912 米問屋として独立開業



1964 田代事業所 開設



1981 商工団地事業所 開設



2004 三輪事業所開設



2010 第二種貨物利用運送事業免許取得



2018 鳥栖倉庫設立70周年

1912 ● **創業者笠井定雄が家業の米穀商(合)笠井商店から独立し、鳥栖駅前に鳥栖支店開設**

1948 ○ **鳥栖倉庫株式会社 設立。**
食糧庁と日本専売公社の指定倉庫となる。

1964 ● **田代事業所 開設**

1965 ○ **鳥栖ビルを建設し不動産事業に進出**
鉄筋コンクリート地下1階地上7階建 延1,980坪

1969 ● 「一般区域貨物自動車運送事業」免許取得

1981 ○ **商工団地事業所 開設**

1990 ● **「九州動脈便」構築**

1992 ○ 運輸課 発足

1993 ● 長崎税関長より「保税蔵置場」の許可を取得

1997 ○ 長崎税関長より「通関業」の許可を取得

2002 ● 第1回佐賀県産業ビジネス大賞の革新部門にて「優秀賞」を受賞

2004 ○ 佐世保出張所(佐世保物流センター前身)開設

● **三輪事業所 開設**

○ 「列島動脈便」全国配送開始

2006 ● **商標(意匠)第1号「動脈便」登録**
以降「九州動脈便」「当社ロゴマーク」「列島動脈便」登録

2008 ○ 貨物運送事業の優良事業所としてGマークを取得

2010 ● 九州経済産業局主催九州IT経営力大賞にて地域賞(ITユーザ賞)を受賞

○ **「第二種貨物利用運送事業免許」取得**
(JR貨物鳥栖ターミナル駅)

2013 ● 経済産業省主催中小企業IT経営力大賞2013にて優秀賞(日本商工会議所会頭賞)を受賞

○ 長崎税関長より「特定保税蔵置場」として承認
英表記社名: TOSUSOUKO-LOGISTICS CO.,LTD.

2014 ● **久山事業所 開設**

2017 ○ 経済産業省より「地域未来牽引企業」に認定

2018 ● 鳥栖ビル 解体
跡地は更地にして鳥栖市に売却

○ **鳥栖倉庫株式会社 設立70周年**

2019 ● **佐世保物流センター 開設**



1948 鳥栖倉庫(株) 設立



1965 鳥栖ビル 建設



1990 九州動脈便 構築



2006 商標(意匠)登録



2014 久山事業所開設



2019 佐世保物流センター開設

■ 商工団地事業所/本社 (Shoukoudanchi Office/ Head Office) 敷地面積 14,200 m²

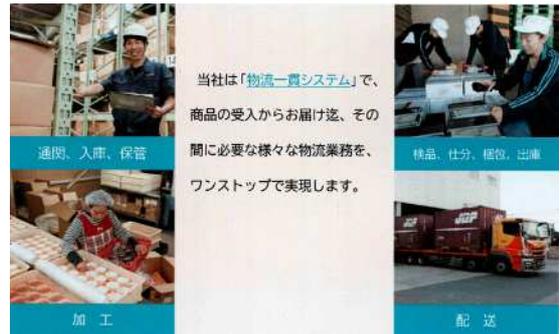


〒841-0011
佐賀県鳥栖市藤木町 (商工団地) 4-3
Tel. 0942-83-7355 FAX. 0942-83-7359

倉庫種類	総床面積
一類/冷蔵 5℃ /冷蔵 25℃	13,208 m ² (冷蔵 4,200 m ²) × 1棟
一類/冷蔵 25℃	868 m ² (冷蔵 800 m ²) × 1棟
冷蔵 5℃	1,902 m ² × 1棟
テント倉庫	600 m ² × 1棟
生産工場	912 m ² × 1棟
計	17,490 m ² (5棟)

その他に「藤木事業所 (敷地面積 15,100 m²)」、「田代事業所 (敷地面積 43,000 m²)」、「久山事業所 (敷地面積 10,400 m²)」、「三輪事業所 (敷地面積 14,200 m²)」、「佐世保物流センター (敷地面積 5,161 m²)」を置く。

物流一貫システム



受賞等

佐賀県産業ビジネス大賞 優秀賞

- 2002年 (平成14年)
1986年に新たに始めた経営革新、即ち旧来の倉庫業の枠にとらわれず、変化する社会の要請、顧客の要望に応える為の新しい物流業のビジネスモデルを造り上げた点が評価されました。

九州IT経営力大賞 優秀賞

- 2009年 (平成21年)
当社が独自に構築した「物流一貫システム」によって社内は勿論、荷主や運送会社との間にもITを活用し、効率化を推進。これらの努力が、物流品質の高さに繋がり、広く信頼を得てきた点が評価されました。

中小企業IT経営力大賞 日本商工会議所会頭賞

- 2013年 (平成25年)
当社は貨物の入庫から出庫、配送までを網羅した物流管理システムを自社開発しました。自前である点を生かし、新たなニーズにも素早く対応、荷主により効果的な物流戦略を提案しています。これらの点において、ITをフルに活用した経営を行っているとして評価されました。

地域未来牽引企業に選定

2017年 (平成29年)
当社は地域の特性を生かし高い付加価値を創出、地域の事業者等に対する経済的波及効果を及ぼすことで地域の経済成長を力強く牽引する事業の担い手として佐賀県より地域未来牽引企業に選定されました。

設備

常温倉庫のほか、冷蔵、低温、危険品、及び温度管理機能を備えた加工ルームを保有しています。

これら設備により、低温保管が必要な食品や、化学工業品のような危険物の保管が可能です。

また、貨物に合わせた保管設備を利用する事で、アパレルや日用雑貨品など少量多品種の貨物にも対応しています。

移動ラック

多層の移動ラックにより、効率的な保管スペースを確保しています。

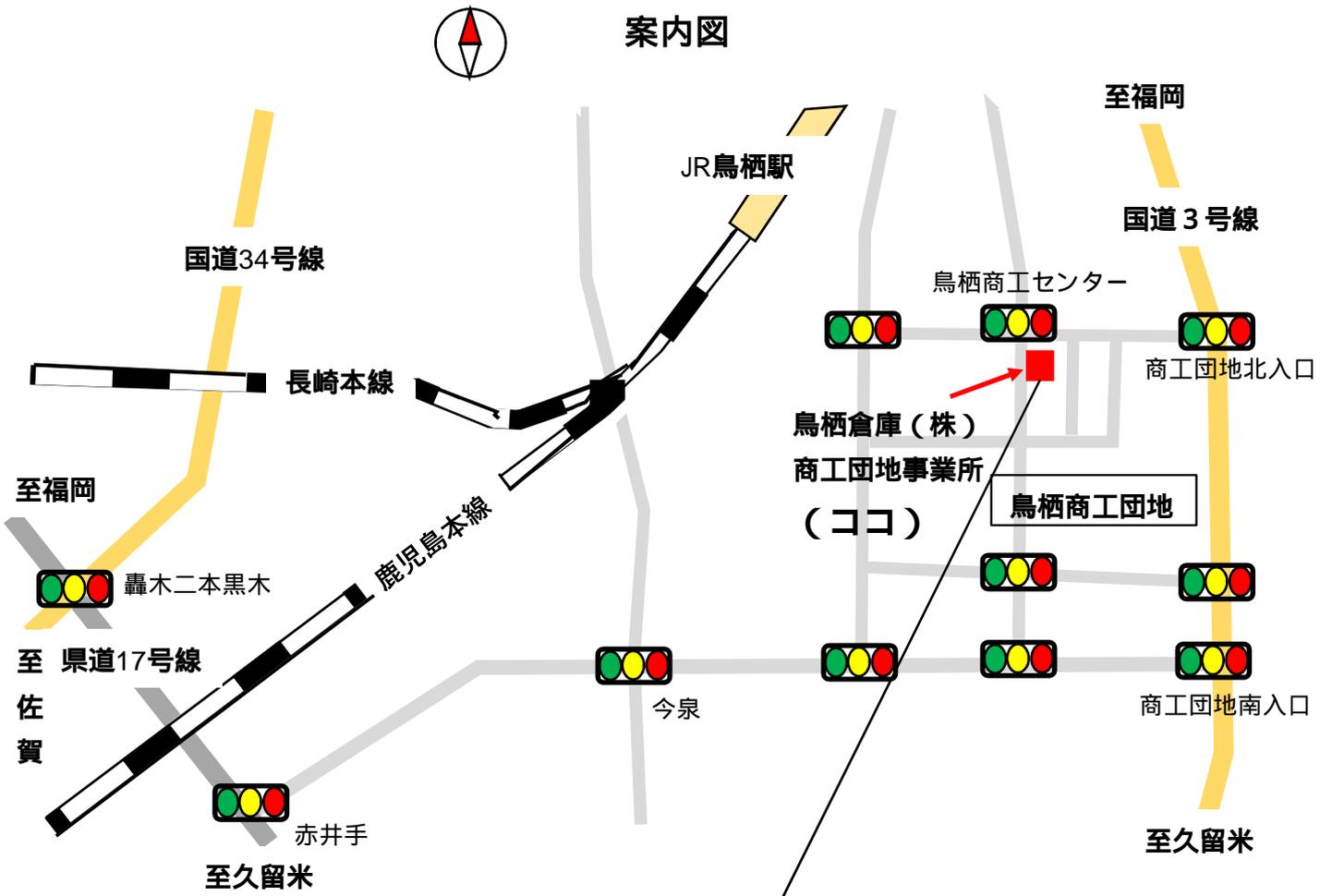


冷蔵倉庫

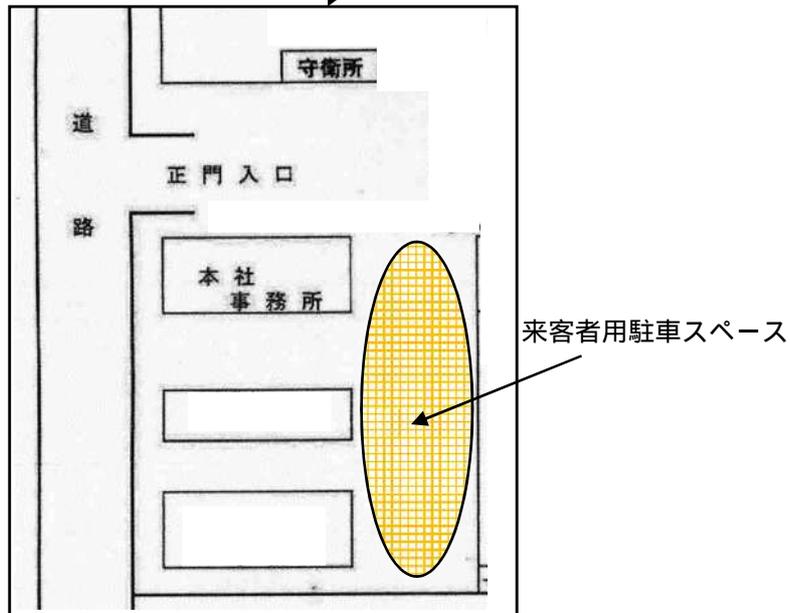
低温 (5℃、15℃) での保管が可能です。



案内図



拡大図



フォークリフトによる 災害を防止しましょう！



フォークリフトは、荷を積載するフォークとこれを上下させるマストを備え、前輪駆動、後輪操舵方式の荷役機械で、荷役作業を効率的に行えるため、倉庫など荷を取り扱う作業では欠かせないものです。しかし、荷を載せた状態での前進走行の場合は前方が見えにくく、後進走行の場合でも振り返った状態で操作するため視界が狭くなる、旋回半径が小さいため急にハンドルを切ると安定性を欠くなどの特性があることから、労働災害のリスクが高く、また、災害が発生した場合の負傷の程度も大きく、死亡に至るものも少なくありません。

フォークリフトは、運転者が直に操作する機械であるため、機械のみで安全を確保することは困難であり、作業ルールを定め、これに従って作業を行うことや運転者には一定の技能を有する者を充てることなど作業管理面からの対策も重要となります。

フォークリフトによる作業の主な労働安全衛生法令のルール

- 1 最大荷重が1トン以上のフォークリフトの運転業務は「技能講習」を修了するなど必要な資格を有する者を就かせること（最大荷重が1トン未満のフォークリフトの運転業務に就く労働者には「特別教育」を実施すること、資格証は要携帯）
- 2 作業場所の広さ、フォークリフトの能力、荷の種類などに応じて、運行経路、作業方法を示した「作業計画」を作成し、同計画により作業を行わせること（裏面参照）
- 3 複数人で作業する場合は「作業指揮者」を定め、作業計画に基づき、作業の指揮を行わせること
- 4 最高速度が毎時10キロメートルを超える場合は、作業場所に応じた適正な制限速度を定めること
- 5 走行・作業範囲内への立入を禁止すること（誘導者を配置する場合を除く）
- 6 運転席から離れる際はエンジンを停止させ、フォークを最低降下位置に置くこと
- 7 荷のつり上げ、労働者の昇降など主たる用途以外に使用しないこと
- 8 パレット等は荷の重量に応じた十分な強度を有し、著しい損傷などが無いものを使用すること
- 9 作業開始前の点検、月に1回の定期自主検査、年に1回の検査業者などによる定期自主検査を実施するとともに、異常を認めた場合は直ちに補修など必要な措置を講じること

以上のような措置を確実に講じるとともに、運転者・周辺で作業を行う者にヘルメットや視認性のよい服装を着用させる、フォークリフトにはブザーやパトライトを設ける、運転中は運転席から身を乗り出さないなどの対策も必要です。



労働災害防止に関するお問い合わせ先

佐賀労働基準監督署 安全衛生課 ☎ 0952-38-5411



佐賀労働基準監督署管内で発生したフォークリフトによる休業4日以上の労働災害発生状況

年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年 (9月末時点)
件数	21	20 (うち死亡1)	16	14	15 (うち死亡1)	12

災害発生原因の多くは、接触防止措置が講じられていないことが原因です。

佐賀労働基準監督署管内で発生したフォークリフトによる死亡労働災害の概要

発生年	業種	性別	年齢	事故の型	起因物	発生状況
令和2年	貨物取扱業	男	60歳代	激突	フォークリフト	リーチ式フォークリフトで後進中、フォークを上げた状態であったため、マスト部分が上部の構造物に接触し、反動で運転台から進行方向に転落した。
令和5年	製造業	男	60歳代	激突され	フォークリフト	事業場敷地内において、荷受け作業中、被災者は搬入トラックからフォークリフトに積荷を移す作業の補助を行っていたが、歩行中に方向転換し後退してきたフォークリフトにひかれた。

作業計画

別紙(裏面)

フォークリフト作業計画

(労働安全衛生規則第151条の3に基づく)

社内審査 承認印	事業主	安全管理者等	作業指揮者	フォークリフト 運転者
-------------	-----	--------	-------	----------------

- 作成年月日 令和 年 月 日 2.計画作成者
- 3.作業名
- 4.作業の具体的内容
(荷の運搬工程等を記入する)
- 5.実施期間 令和 年 月 日(曜)~令和 年 月 日(曜) 6.作業人数 名
- 7.作業時間
- 8.荷

品名	荷姿	形状	個数	1個の重量
- 9.荷の状況 イはい種 ロバラ種 ハその他() 移動させる距離 ()m
- 10.作業指揮者 氏名 職制上の地位 当該作業の経験年数 フォークリフトの知識
(安衛規則151条の4) 年 有・無
- 11.フォークリフト運転者 氏名 技能講習修了番号 資格取得年月日 当該作業の経験年数
- 12.フォークリフトの種類・能力・点検状況

車両番号	能力 (最大荷重)	作業開始前 点検状況	月例検査実施状況 (安衛規則第151条の22)	特定自主検査実施 日 (安衛規則第151条の21)
		良・否	令和 年 月 日	令和 年 月 日
		良・否	令和 年 月 日	令和 年 月 日
		良・否	令和 年 月 日	令和 年 月 日
- 13.パレット等の
積み点検状況 荷の重量に応じた十分な強度 割れ・ひび・変形の有無 釘等突起物の有無
良・否 良・否 良・否
- 14.作業場所状況

作業場所の広さ	イ十分に広い	ロ広い	ハやや狭い	ニ非常に狭い
路面状況	イ.舗装 ロ.砂利敷 ハ.土間			
坂道等傾斜	有・無	作業床面段差等	有・無	
走行路幅員狭小箇所	有・無	高さ制限箇所	有・無	
路肩危険箇所	有・無	一旦停止の必要箇所	有・無	
障害物	有・無	明るさ	イ.明るい ロ.少し暗い ハ.暗い	
- 15.制限速度 当該作業に係る場所の地形・地盤の状況等に
応じた適正な制限速度 当該作業場所における制限速度掲示の有無
()km/時 有・無
- 16.誘導者 配置の有無 氏名 合図の定め 退避場所
有・無 有・無 有・無

別紙(裏面)

17.フォークリフト作業図

- ①フォークリフトの運行経路を明示すること
- ②周辺労働者の立入禁止箇所及びフォークリフトの走行禁止箇所を具体的に記載すること
- ③各種標識一旦停止・作業指揮者及び誘導者の配置場所を記入すること

18.作業開始前・作業中の留意事項と確認(この欄はフォークリフト運転者が記入)

留意事項	確認欄
①保護帽・安全靴等保護具を正しく着用する	
②シートベルトを着用する	
③フォークリフト運転技能講習修了証を携帯する	
④作業開始前点検を確認を行う	
⑤作業場で定められた制限速度以内で走行する	
⑥他の作業者に接触するおそれのあるときは、立入禁止にするか、誘導者を配置する	
⑦走行時は、進行方向及び側方の安全を常に確認する	
⑧フォークまたは荷の下に作業者を立ち入らせない	
⑨許容荷重を超えた荷を積載しない	
⑩急発進・急停車・急旋回をしない	
⑪運転席を離れるときは、作業や通行の障害とならないよう駐車する。鍵を必ず抜くこと。	
⑫駐車ブレーキを確実にかけ、輪止めをする	
⑬運転中は乗車席以外に人を乗せてはならない	
⑭フォークの上に人を載せて昇降機として使用してはならない	
⑮フォークの先端をてこ代わりに使用したり、他の車両を押したりしてはならない	

19.関係労働者への周知

サイン欄	周知を行った日: 令和 年 月 日
------	-------------------

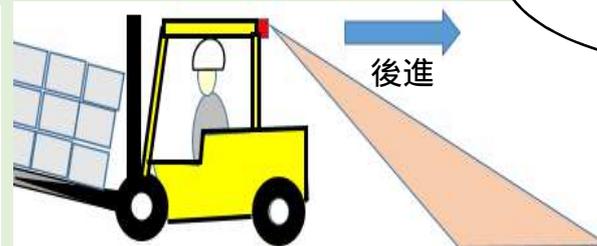
○接触防止措置の例

チェーンポールの設置

衝突回避支援システムの取付



フォークリフトの作業範囲と人の通路との間に設置する。



車体に取り付けたセンサーが人や物体を検知して運転者に警報を発する(他の対策と併用)。

しっかり対策を講じましょう!



労働基準局広報キャラクター「たしかめたん」

トラック・バス・タクシー業に携わるみなさまへ

くらし、
はたらき、
ともに
ススめ!



自動車運転者にも

2024年
4月から

時間外労働の 上限規制が 適用されます

改善基準
告示も改正
されます

働き方改革
コンダクター
小芝風花

働き方改革を進めましょう! 詳しくは特設サイトへ!



INFORMATION

法令・労務管理に関する相談はこちら

労働基準監督署	時間外労働の上限規制・改善基準告示についてご相談に応じます。 https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/	
トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター	トラック運転者の長時間労働の改善に向けて、トラック運送業の労務管理、物流改善に高い知見を持った専門家が、トラック運送事業者や発着荷主からの相談に応じます。 https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/consultation/	
働き方改革推進支援センター	運輸業全般について、長時間労働の是正、人手不足の解消に向けた人材の確保・定着、助成金の活用についての相談に応じます。 https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/	

トラック、バス、タクシー事業で活用可能な主な助成金はこちら

働き方改革推進支援助成金	時間外労働の上限規制に円滑に対応するため、生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者を支援します。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/index.html	
業務改善助成金	事業場内の最低賃金を引き上げるとともに生産性向上に資する設備・機器の導入等を行った中小企業・小規模事業者を支援します。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html	
人材確保等支援助成金	人材の確保・定着を目的として、魅力ある職場づくりのために労働環境の向上等を図る企業を支援します。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07843.html	
人材開発支援助成金	雇用する労働者を対象に、職務に関連した専門的な知識や技能を習得させるための訓練等を計画に沿って実施する事業主を支援します。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html	

取組事例はこちら

働き方改革特設サイト	中小企業・小規模事業者等が、自社内の働き方改革に取り組むにあたり、先進的な取組を行っている中小企業・小規模事業者等の好事例をご紹介しますので、貴社の働き方改革を進める際にご活用ください。 https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/casestudy/	
------------	--	---



取引関係者の皆さま、国民の皆さま

参考資料3
くらし、
はたらき、
ともに
ススメ!



2024年
4月から

建設業、ドライバー、医師の
時間外労働の上限規制適用開始!



くらし・はたらき
マエストロ
たしかめたん

みなさまに お願いがあります!

たしかめよう!

適正な 工期の設定を!



週休2日の実現に向け、
ご配慮をお願いいたします。

荷待ち時間・ 荷役時間の削減を!



再配達削減に向け、
確実に受け取れる時間の指定や
置き配などの活用もお願いいたします。

行程・ダイヤについて よく話し合いを!



停留所からの安全な発車にも
ご協力ください。

受診は 診療時間内に!



医療のかかり方への
ご理解・ご配慮をお願いいたします。

詳しくは裏面をご覧ください →



暮らしを支える方々のためにも みなさまへ大切なお願いです！

みなさまへお願い



くらし・はたらきマエストロ
たしかめたん

建設業



抱える問題

工期が短いと、土日も働かなければならず、長時間労働につながります。

わたしたちにできること

工事を受注・発注するときは、**ゆとりをもった適正なスケジュール**に。
また、工事の受注・発注に当たっては**適切な金額**での契約を心がけてください。

トラック ドライバー



抱える問題

荷待ち時間・荷役時間は、一運行あたり平均3時間程度と言われており、長時間労働の原因となっています。

わたしたちにできること

荷待ち・荷役作業時間削減のため、**適切な日時指定、予約システムの導入、作業効率化**などの工夫を。
また、「**標準的運賃**」を参考に、運賃や、荷待ち、荷役作業の料金の見直しもお願いいたします。

バス 運転者



抱える問題

運行スケジュールによっては、休憩できずに運転時間が長くなってしまいます。

わたしたちにできること

貸切バスや送迎バス、コミュニティバスを発注するときには、**行程やダイヤ**についてバス事業者とよく話し合いを。
また、運転者が必要なときに休憩をとれるように**SA・PAの駐車ルール**を守ることも重要です。

医師



抱える問題

夜間や休日など診療時間外に緊急でない受診をすることは、医師の負担につながります。

わたしたちにできること

受診すべきか迷う場合には
☎#7119(大人)または☎#8000(小児)へご相談ください。^(※)
また、ご家族の方も病状説明などは**決められた診療時間内**の受診をお願いいたします。

※#7119/#8000の実施状況は地域によって異なります。
非対応地域については、全国版救急受診アプリ「Q助」をご活用ください。
詳しくはウェブサイトをご覧ください。